

平成 31 年度 標茶町一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」といいます。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、標茶町ごみ処理基本計画の実施のために必要な平成 31 年度の事業について定めることを目的とします。

計画期間 平成 31 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 発生量の見込み（単位：トン）

発生区分		分別区分	発生量
収集ごみ		可燃ごみ 生ごみ	1,274
		不燃ごみ	143.75
		粗大可燃	35
		粗大不燃	18.75
持込 ごみ	家庭系	可燃ごみ	108
		不燃ごみ	25
	事業系	可燃ごみ	202
		不燃ごみ	40
その他ごみ		可燃ごみ	59
		不燃ごみ	57
収集及び持込		資源ごみ	503.5
		有害ごみ	5
搬入量合計			2,471

(2) 処理量の見込み（単位：トン）

処理区分	処理対象	処理量
焼却	可燃ごみ 生ごみ	1,649
	粗大ごみ	35
埋立	不燃ごみ	238
	粗大ごみ	15
資源化	資源ごみ	491.5
	有害ごみ	5
	不燃・粗大	37.5
処理量合計		2,471

リサイクル率 (%)	21.6%
= 資源化量 / (焼却 + 埋立 + 資源化) × 100	

※その他ごみには、公共施設から排出されるごみ、不法投棄ごみ、ボランティア清掃ごみなどを含む。

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

項目	概要															
ごみ処理手数料	<p>● 手数料が有料となるごみの区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ごみ ・ 不燃ごみ ・ 生ごみ ・ 粗大ごみ <p>● 手数料の納入方法</p> <p>(標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年標茶町条例第33号)第13条)</p> <p>(標茶町収入証紙条例(平成6年標茶町条例第34号)第2条)</p> <p>① 収入証紙、指定ごみ袋による排出 (可燃、不燃、生ごみ)</p> <table border="1" data-bbox="564 788 1342 976"> <thead> <tr> <th>規格</th> <th>額面(1枚当たり)</th> <th>証紙</th> <th>袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12リットル用</td> <td>30円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td>全種類</td> </tr> <tr> <td>20リットル用</td> <td>40円</td> <td>全種類</td> </tr> <tr> <td>40リットル用</td> <td>80円</td> <td>全種類</td> <td>全種類</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 収入証紙による排出(粗大ごみ) …100円及び500円の証紙</p> <p>③ 収入証紙等を使用せず搬入した有料ごみ …10キログラムにつき100円</p>	規格	額面(1枚当たり)	証紙	袋	12リットル用	30円	/	全種類	20リットル用	40円	全種類	40リットル用	80円	全種類	全種類
規格	額面(1枚当たり)	証紙	袋													
12リットル用	30円	/	全種類													
20リットル用	40円		全種類													
40リットル用	80円	全種類	全種類													
<p>助成制度</p> <p>(標茶町ごみ減量化資源化促進対策事業実施及び助成に関する規則(平成4年標茶町規則第9号)第5条)</p>																
資源ごみリサイクル活動ボランティア団体の育成事業	<p>【対象となる事業内容】</p> <p>ごみ資源化・リサイクル活動ボランティア団体等が行うごみの回収ルート・資源化ルートの整備に必要な活動</p> <p>【助成条件】</p> <p>組織の構成が5名以上で活動している団体で町長が認めたもの</p>															
ごみ減量化、再利用に関する住民啓発事業	<p>【対象となる事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全やごみに関する学習、講演会開催、研究、調査活動及び情報宣伝活動の実施 ・ 不用品交換会、リサイクル工夫展等の開催 <p>【助成条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会、不用品交換会等の参加者が30名以上見込まれるもの ・ 研究、調査活動については、その構成が5名以上で行なったもの 															

<p>生ごみ減量化、再利用の実施に関する事業</p>	<p>【対象となる事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみの減量化及び再利用の実践に対する助成（生ごみ処理機、コンポスター、ディスプレイの購入） <p>【助成条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標茶町民で、標茶町に1年以上居住し、かつ、1年以内に転出の予定がないもの。 ・ 居住1年未満の町民で、2年以上居住することが認められるもの。
<p>家庭用回収ごみ適正排出促進に対する事業</p>	<p>【対象となる事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用ごみ排出容器等購入に関する助成（ダストボックス、屋外ごみ排出用に限るポリバケツ、カラス除けネットの購入） <p>【助成条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標茶町民で、標茶町に5年以上居住しているもの。
<p>その他必要と認める事業</p>	<p>【対象となる事業内容】</p> <p>ごみの減量化、資源化、再利用推進の趣旨に基づき、町長が必要と認めるもの</p>
<p>啓発活動</p>	
<p>標茶町クリーンタウン推進員による地域内啓発</p>	<p>推進員は地域会・町内会長が推薦し、町が委嘱します。地域会・町内会において生活環境の保全に係る次の活動を行います。</p> <p>【活動内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 清掃及び環境衛生活動の普及、啓発 ② 不法行為発見時の町への報告 ③ ごみの減量化、再生利用の推進 ④ 分別収集の適正、かつ、円滑な推進 ⑤ その他特に町長が必要と認めた事項
<p>標茶町ごみ減量化対策事業推進実行委員会</p>	<p>商工業、農業、消費者、町等の関係団体により、その他ごみの減量化に関する協議と事業展開を行います。</p>
<p>ごみの分別説明会</p>	<p>地域会・町内会、各種団体等の申込みを受け、担当係が訪問し、ごみの分別方法について説明を行います。</p>
<p>クリーンセンター視察・見学の受入れ</p>	<p>学校、各種団体等の申込みを受け、クリーンセンター施設の案内と、ごみの現状や処理方法等の説明を行います。</p>
<p>『森と川の月間』関連事業</p>	<p>第19回町内クリーン作戦の開催（5月）</p>
<p>『自然の番人宣言』行動計画に基づく事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 標茶町産業まつり（もうもうまつり）出展（予定） ポスター、パネルの掲示と、パンフレット、ステッカーの配布 ② 第13回不法投棄クリーン作戦の開催（10月予定） ③ 『自然の番人宣言』賛同企業の募集及び認定（随時）

広報しべちゃへの記事掲載	ごみ処理状況、クリーン作戦や自然の番人宣言等の取組、コンポスター購入助成等の記事を掲載します。
ホームページの活用	町ホームページにてごみの分別方法、自然の番人宣言等の取組を紹介します。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに排出方法

分別して収集するものとした一般廃棄物の種類、分別の区分及び排出方法

(標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項)

分別する廃棄物の種類	分別の区分	排出方法（概要）			
資源ごみ	金属 主としてスチール製の容器 アルミ製の容器	缶類	軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れる。		
	ガラス 主として無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類	キャップは外し、軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れる。		
	紙製の容器包装	主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れるか、紐で縛る。	
		主として段ボール製の容器包装	ダンボール	紐で縛る。	
		主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙	中身の見える袋に入れるか、紐で縛る。紙パック（アルミニウム利用）は軽くすすぎ、乾燥させる。	
	プラスチック製の容器包装	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	キャップ、ラベルは外す。軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れる。	
		主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	食品トレイ	軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れる。	
			プラスチック製容器包装	中身は空にし、汚れているものは軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れる。	
	資源ごみ	古紙類	古新聞、折込チラシ	新聞	新聞回収袋・中身の見える袋に入れるか、紐で縛る。
			古雑誌、パンフレット等	雑誌類	中身の見える袋に入れるか、紐で縛る。
細断した印刷用紙、カーボン紙等			シュレッターくず	中身の見える袋に入れる。	
その他		古着・古布	衣類	汚れているものは洗濯し、乾燥後、中身の見える袋に入れる。	
		木製の割り箸	割り箸	軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れるか、紐で縛る。	

有害 ごみ	乾電池、ボタン電池、小型二次電池	乾電池・充電池	中身の見える袋に入れる。
	蛍光管、電球	蛍光管	蛍光管の入っていた箱等に入れるか、紐で縛る。
	水銀体温計	水銀体温計	中身の見える袋に入れる。
資源ごみの対象外で、かつ、燃やせるもの		もやせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定ごみ袋（赤）又はシール（赤）を使用する。 ・食用油等は布や紙にしみこませるか、凝固剤で固める。
食品系のごみや、腐敗しやすいもの		生ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定ごみ袋（黄）又はシール（黄）を使用する。 ・水切りを必ず行う。
資源ごみの対象外で、かつ、燃やせないもの		もやせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定ごみ袋（青）又はシール（青）を使用する。 ・スプレー缶等は、中身を使いきり、穴を開けずに排出する。 ・刃物、尖ったもの、ガラスの破片は厚紙等で包む。 ・もえがらは火の気がないことを確認する。 ・ガスマイターはガスを使い切る。
指定ごみ袋（大）に入らないもので、かつ、町が指定する処理困難物でないもの（中空の状態でないようにし、最大辺の長さが1.5メートル以内に切断されたもの）		粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として排出者が直接クリーンセンターまで持ち込む。 ・持ち込みが困難な場合は、町に収集を依頼する。
小型家電製品・電子機器（特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器以外のもの）		小型家電	もやせないごみとして、町指定ごみ袋（青）又はシール（青）を使用する。
おむつ類	子供用・成人用紙おむつ、尿取りパッド、清拭綿等	無料収集	<ul style="list-style-type: none"> ・汚物等を取り除き、中身の見える袋に入れる。 ・おむつ類以外の物が入っている場合は収集できない。

品目ごとの分別区分、分別基準及び排出方法、その他詳細は、『標茶町家庭ごみ分別マニュアル』等で定めます。

【町が収集及び処分をしないもの】

（標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年標茶町規則第40号）第4条）

- ① 条例第8条第1項の規定により、町長が定めた処理計画に基づく排出の方法によらないもの
- ② 爆発その他危険性のあるもの
- ③ 器材を著しく汚損又は損壊するおそれのあるもの
- ④ 法令の規定により再商品化等をする者に引き渡すこととされているもの。た

だし、条例第 13 条ただし書の規定により町が収集運搬する機器を除く。

法令の規定により製造事業者等に再商品化等が義務づけられている一般廃棄物
その他製造業者等による再商品化が行われている次の一般廃棄物は、排出者が自ら
引取者（引取義務者）に引渡すこととします。

	対象品目	排出方法
特定家庭用機器 再商品化法（平成 10年法律第97号） 第2条第4項に 規定する特定家 庭用機器	<p>① ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）</p> <p>② テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ ブラウン管式のもの ロ 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの</p> <p>③ 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫</p> <p>④ 電気洗濯機及び衣類乾燥機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該機器を販売した小売店に当該機器の引取りを申込み、当該店の指定する方法によりリサイクル料金等を支払う。 ・ 買換えの場合は、買換えを行った小売店に引取りを申込み、当該店の指定する方法によりリサイクル料金等を支払う。 ・ 当該機器を販売した小売店が町外にあり引取が困難な場合や、廃業などにより引取義務者が存在しない場合 (ア) 義務外品を引取っている取扱店に引取りを依頼し、取扱店の指定する方法によりリサイクル料金及び運搬料金を支払う。 (イ) 郵便局窓口でリサイクル券を購入し、必要事項を記入して家電製品に貼りつけたうえで、指定引取場所に持ち込む。 ・ 町に排出する以外に方法がなく、かつ、あらかじめ一定のルート（郵便局窓口で家電リサイクル券を購入する方法）により製造業者に再商品化等料金を支払っている場合は、条例に基づき町が回収する。
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に規定する指定再資源化製品	<p>パーソナルコンピュータ（重量が1キログラム以下のものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デスクトップパソコン ・ ノートブックパソコン ・ ディスプレイ 	<p>パーソナルコンピュータ</p> <p>当該パソコンの製造業者等に引取りを申込み、後日郵送される荷送伝票を、パソコンを梱包した箱又は袋に貼り付け、郵便局窓口を持ち込むか、集荷を依頼する。</p> <p>※パソコン用ブラウン管型（CRT）ディスプレイ以外は、「小型家電」として「燃やせないごみ」の袋又はシールを使用する場合は町で回収可能。</p> <p>※パソコン用ブラウン管型（CRT）ディスプレイは町で回収及び受け入れはできません。</p>
町による処理が困難で、かつ、製造者等による回収ルートが存在すると認められる一般廃棄物	<p>① 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実包及び空包等 	<p>① 実包及び空包等</p> <p>実包販売店を通じ、社団法人日本火薬銃砲商組合連合会に引き渡す。</p>

	<p>② 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項に規定する消防の用に供する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器等 <p>③ 開放型鉛蓄電池及び閉鎖型鉛蓄電池</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車用バッテリー等 	<p>② 消火器等 （エアゾールタイプの簡易式消火具を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定窓口又は指定引取窓口に引取りを依頼する。 ・ 排出者が自ら指定引取場所に持ち込む。 ・ （排出者が個人の場合に限る）専用コールセンター（0120-822-306）に引取りを申し込み、後日送付される伝票及び専用箱を使用して郵便局窓口に持ち込むか又は回収を依頼する。 <p>③ 自動車用バッテリー等</p> <p>次のいずれかの事業者に引き渡す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを交換した取扱店（自動車販売店、自動車用品店、修理工場、ガソリンスタンドなど） ・ 使用済みバッテリーリサイクル協力店 ・ 北海道廃バッテリーリサイクル推進協議会登録業者
製造業者等による自主的な再商品化が行われている一般廃棄物	<p>① 廃二輪自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動二輪車 ・ 原動機付自転車 <p>② 廃インクカートリッジ</p> <p>③ 廃FRP船</p> <p>④ 廃携帯電話・PHS等</p>	<p>① 廃二輪自動車（自動二輪車、原動機付自転車） 廃棄二輪車取扱店に引取りを依頼する。</p> <p>② 廃インクカートリッジ</p> <p>次の場所に設置されている回収箱に入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」の表示がある郵便局 ・ インクカートリッジ取扱店（ホームセンター、文房具店等） <p>③ 廃FRP船</p> <p>地区ごとに決まっている登録販売店で引取りを申込み、指定された期日に指定された場所で引き渡す。</p> <p>④ 廃携帯電話・PHS等</p> <p>モバイル・リサイクル・ネットワークに参加している携帯電話・PHS販売店に引き渡す。</p>
在宅医療廃棄物	在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己注射針（使用の有無を問わず全て）は、キャップをつけた上で、交付した医療機関や薬局等の指示に従い返却または廃棄する。 ・ 使用済輸液セットや蓄尿袋等、医療行為に伴い使用された医療器具は、交付又は貸与した医療機関や薬局等の指示に従い返却または廃棄する。 <p>※注意※</p> <p>排出者は、在宅医療廃棄物の保管や返却に当たっては、当該廃棄物が飛散し、漏れ、しみ出ることがないように取り扱いなければなりません。</p>

4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する事項

【収集・運搬体制】

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	収集申込	収集日
分別して収集するものとした一般廃棄物のうち、家庭から排出されるごみ（粗大ごみを除く）	町（委託） 平成 31 年度一般廃棄物収集運搬業務委託事業者	不要	収集日程表のとおり
分別して収集するものとした一般廃棄物のうち、家庭から排出される粗大ごみ	町（委託） 標茶町クリーンセンター維持管理業務委託事業者	町 受付時間：平日 午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	町が指定した平日
事業系一般廃棄物	標茶町長の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者	許可業者 受付時間：業者による	許可業者が指定した日

収集日程表

収集曜日 開始時間	月	火	水	木	金
午前 8:30～	開運、南標茶、下御卒別（味幸園周辺）、ルラン、川上	旭（1～4丁目）、平和	桜（1～4・9・10丁目）、茶安別	磯分内市街、中央（下地区、市街周辺）、栄（国道付近）、虹別市街、萩野	阿歴内、厚生、下沼幌、久著呂、下御卒別
午後 1:00～	常盤、富士	旭（5・6丁目） 多和、弥栄	桜（5～8・11～14丁目）、麻生	磯分内中央（上地区）、川東、川西、栄、上虹別、中虹別	塘路、茅沼、五十石、上沼幌、上御卒別、中御卒別
収集日数 （うち祝日）	5 3 日 （1 0 日）	5 2 日 （3 日）	5 1 日 （1 日）	5 1 日 （1 日）	5 0 日 （1 日）
収集休止日		平成 31 年 12 月 31 日	平成 32 年 1 月 1 日	平成 32 年 1 月 2 日	平成 31 年 5 月 3 日 平成 32 年 1 月 3 日

《収集を行わない日》

- ・ 日曜日及び土曜日。
- ・ 平成 31 年 5 月 3 日から 5 日まで。
- ・ 平成 31 年 12 月 31 日から平成 32 年 1 月 5 日まで。
- ・ 荒天、収集路線の通行規制その他やむを得ない事情により収集に支障が生じた場合。

【中間処理体制・最終処分体制】

区分		中間処理			最終処分		
		処理主体	処理施設	処理方法	処理主体	処理施設	処理方法
分別して収集するものとした一般廃棄物のうち、家庭から排出されるごみ(粗大ごみを除く)	資源ごみ 有害ごみ	町	標茶町クリーンセンター	選別・減容・梱包	事業者等	資源化事業者等の施設	資源化
	可燃ごみ 生ごみ			焼却	町	標茶町クリーンセンター	埋立
	不燃ごみ			一部選別	事業者等	資源化事業者等の施設	資源化
					町	標茶町クリーンセンター	埋立
分別して収集するものとした一般廃棄物のうち、家庭から排出される粗大ごみ		町	標茶町クリーンセンター	(可燃) 焼却	町	標茶町クリーンセンター	埋立
				(不燃) 一部選別	事業者等	資源化事業者等の施設	資源化
					町	標茶町クリーンセンター	埋立
事業系一般廃棄物		町	標茶町クリーンセンター	(可燃) 焼却	町	標茶町クリーンセンター	埋立
				(不燃) 埋立	町	標茶町クリーンセンター	埋立

《受入れを行う日時》

(標茶町クリーンセンター管理規則(平成6年標茶町規則第39号)第2条)

- ・ 平日 午前9時から午後5時まで。
- ・ 土曜日 午前9時から正午まで。

※ ごみの受入日数291日

《受入れを行わない日》

- ・ 管理規則第2条第2号に定める休場日(祝日、日曜日、平成31年12月31日、平成32年1月1日から5日まで)
- ・ 荒天その他やむを得ない事情により、クリーンセンター周辺道路の通行が規制された日。

※ただし、休場日であっても、管理規則に基づきクリーンセンター所長(住民課長)が特に必要と認める日は、受入れを行います。

① 12月31日(月)…午前9時から午後1時までの4時間(予定)

ただし、一般廃棄物の持込みに限る。

② 次に掲げる祝日…『標茶町一般廃棄物収集運搬業務委託契約』に基づく収集ごみ(一般廃棄物)のみ。

《収集ごみのみ受入れを行う祝日》

収集ごみの 受入を行う祝日	備考
平成31年 4月29日 (月)	昭和の日
4月30日 (火)	休日 (祝日法による)
5月1日 (水)	新天皇即位
5月2日 (木)	休日 (祝日法による)
5月6日 (月)	振替休日 (こどもの日)
7月15日 (月)	海の日
8月12日 (月)	振替休日 (山の日)
9月16日 (月)	敬老の日
9月23日 (月)	秋分の日
10月14日 (月)	体育の日
10月22日 (火)	即位礼正殿の儀
11月4日 (月)	振替休日 (文化の日)
平成32年 1月13日 (月)	成人の日
2月11日 (火)	建国記念日
2月24日 (月)	振替休日 (天皇誕生日)
3月20日 (金)	春分の日
合計 16日	

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 施設の現状

【中間処理施設】

種別	所在地	処理対象物	処理能力
ごみ焼却棟（エネルギー一回収推進施設）	川上郡標茶町開運 9丁目22番地	可燃ごみ、粗大ごみ（可燃）、 生ごみ、愛護動物の死体	8 t / 1日（1炉）
リサイクルセンター	川上郡標茶町開運 9丁目21番地	缶、びん、ペットボトル、 食品トレイ、衣類、割り箸、 蛍光管、乾電池、衣類	機械選別（圧縮減容機） （缶） 200 kg / 時間 （ペットボトル） 100 kg / 時間 その他は手選別

【保管施設】

種別	所在地	処理対象物	処理能力
資源ストックヤード	川上郡標茶町開運 9丁目21番地	びん、牛乳パック類、ダン ボール、その他紙、ペット ボトル、食品トレイ、その 他プラスチック類、シュレ ッダーくず、新聞、雑誌	保管面積 295.68 m ²

【最終処分施設】

種別	所在地	処理対象物	計画埋立容積	埋立方式
最終処分場	川上郡標茶町開運 9丁目22番地	不燃ごみ、粗大ごみ（不燃）、 焼却残渣、	18,100 m ³	準好気性埋立 サンドイッチ 工法

(2) 施設の整備に関する事項

現施設の定期的な点検・測定と、結果に基づく必要な補修等を行うよう努めます。

6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

不法投棄防止対策

ア 春と秋の年2回、自然の番人宣言行動計画に沿って、不法投棄・ポイ捨ての撲滅に向けたクリーン作戦を、住民や協賛事業者等と協働して実施します。

イ 春と秋の年2回、あらかじめクリーンタウン推進員会議で定めた実施基準期間に、町内全域で地域一斉清掃を実施するよう努めます。

ウ 地域会等及び町は、次の役割を担うものとします。

【地域会等】

(ア) 地域会等の事業計画に基づく清掃活動の計画・運営

(イ) 回収されたごみを「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に分別すること

(ウ) ごみの運搬、町が収集を行う場合はそのために必要な協力

【町】

(ア) 地域会等による運搬が困難な場合の収集

(イ) 回収されたごみの適正処理

(ウ) 不法投棄防止のための啓発、監視活動の実施